

田尻町総合保健福祉センター内における障害児通所支援事業所の設置及び運営に係る事業者
募集要項

1. 目的

田尻町では、現有の施設を活用して、障害児相談支援事業、児童発達支援事業、放課後等デイサービス事業及び保育所等訪問事業を設置及び運営を希望する事業者の募集を行います。

2. 施設の概要

- ① 名 称：田尻町総合保健福祉センター3階事務室・プレイルーム1、プレイルーム2、倉庫
- ② 所 在 地：田尻町嘉祥寺 883 番地 1
- ③ 施設面積：延床面積 3階事務室・プレイルーム1（WC・倉庫含） 102 m²
3階プレイルーム2（倉庫含） 60 m²
3階 EV 横倉庫 10.5 m²
- ④ 開館時間：午前8時45分から午後5時15分まで
- ⑤ 休 館 日：土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和27年法律第178号）に規定する休日
12月29日から翌年1月3日まで

3. 運営開始日

令和9年4月1日

4. 設置及び運営期間

令和9年4月1日から令和10年3月31日まで

使用許可の期間は1年間とし、運営等に問題のない限り毎年更新できるものとします。（最大6年まで更新可能）

5. 応募資格・条件

対象：次の要件に該当する法人等

- (1) 社会福祉法人、特定非営利活動法人
法人等については、経営者が社会福祉事業について熱意と高い見識を有すると認められるものであること。
- (2) 運営開始日（令和9年4月1日）時点において、児童発達支援管理責任者研修を受講している者を児童発達支援管理責任者として常駐配置できること。
- (3) 令和9年1月31日までに障害児通所支援指定申請に係る大阪府との事前協議を行い、令和9年3月10日までに大阪府に対する障害児通所支援指定申請を行うことができること。
- (4) 町の障害児施策を十分理解し、積極的に協力を行うことができること。

- (5) 事業所を運営するために必要な経営基盤及び社会的信望を有していること。
- (6) 施設の管理運営及び障害児の地域生活支援のためのサービスを提供できること。
- (7) 過去2年間、法人及び代表者が国税及び地方税を滞納していないこと。

6. 設置及び運営の条件

障害児通所支援事業所の設置及び運営にあたり、満たさなければならない条件は、別紙仕様書に定めるとおりです。ただし、児童福祉法の改正等により、障害児通所支援事業所運営及び整備の条件の変更が生ずるときは、町と協議の上、変更するものとします。

7. 設置及び開業手続きなど

障害児通所支援事業者運営決定者（以下、「運営先法人等」という。）が行うこと。

8. 応募方法

(1) 募集要項・申請書等の掲載

① 掲載期間 令和8年10月1日（木） 午前9時以降

町ホームページに掲載しますので、関係書類をダウンロードしてください。

(2) 申請の受付

① 受付期間 令和8年11月2日（月）から11月9日（月）まで

② 受付場所 田尻町民生部子育て・地域福祉課

（田尻町総合保健福祉センター1階窓口）

③ 受付時間 午前8時45分から午後5時15分まで

（ただし、土曜、日曜、祝日を除く）

(3) 提出書類

① 町の指定する書類 様式第3号から第7号まで

※事業提案書（様式第7号）については、独自の提案様式での提出が可能です。その場合も、様式番号、ページ番号、文頭に提案項目の番号及び項目名を記載の上、A4判用紙で作成してください。また、正本（1部）と副本（5部）を提出してください。

※各項目について、現在運営している事業所でのマニュアル等がある場合は添付してください。

※提案説明会において公平な審査を実施する目的により、副本については事業者名等を特定できないよう無記名にしてください。

② 当該法人等の概要を示す書類

③ 当該法人等の登記事項証明書（直近3ヶ月以内のもの、複写可）

④ 定款、寄附行為、規則その他これらに類する書類（原本証明要）

⑤ 印鑑証明書（直近3ヶ月以内のもの、複写可）

⑥ 納税証明書（国税は様式その3の3、地方税は都道府県及び市町村の未納のない証明書。直近3ヶ月以内のもの、複写可）（直前2年分）

- ⑦ 直前2年度分の貸借対照表
 - ⑧ 直前2年度分の損益計算書
 - ⑨ 障害児通所支援事業所運営資金収支予算内訳表
 - ⑩ 役員名簿及び法人等組織表
 - ⑪ 児童発達支援管理責任者の経歴書
 - ⑫ 児童発達支援管理責任者資格及び相談支援従事者初任者研修等受講を証明するもの
 - ⑬ 児童発達支援計画書の様式
 - ⑭ 障害児通所支援事業の実績を証する書類
 - ⑮ 事業活動が分かるパンフレット類など
 - ⑯ その他、町が特に必要と認める書類
- (4) その他応募に関する留意事項
- ① 受付期間以外は一切受け付けません。また、受付期間終了後における提出書類の変更及び追加は認めません。ただし、町から指示した場合はこの限りではありません。
 - ② 郵送、FAX、E-Mail 等による申請は受け付けません。
 - ③ 提出書類は返却しません。なお、応募された書類については、田尻町情報公開条例の対象となります。
 - ④ 応募にかかる経費等は応募者の負担とします。
 - ⑤ 提出書類に虚偽の記載があった場合は、失格とします。
 - ⑥ 町が提供した書類等は、応募目的以外に使用することを禁じます。
 - ⑦ 運営先法人等の決定後、運営先法人等からの提出書類の著作権は、町に帰属し無償で利用できるものとします。

9. 募集要項に関する説明会の実施及び質問の受付・回答

応募予定者を対象とした説明会を実施します。申請を予定している団体は必ず出席をお願いします。

(1) 募集要項に関する説明会及び現場施設案内

- ① 日 時：令和8年10月14日（水） 午後3時
- ② 場 所：田尻町総合保健福祉センター3階多目的室
- ③ 説明内容：申請方法、申請書類、業務等の説明、施設見学の説明
- ④ 参加人数：応募資格のある団体の構成員で1団体2名まで

※様式1により、令和8年10月8日（木）までにE-Mailでお申し込みください。

E-Mailの件名は「田尻町総合保健福祉センター内における障害児通所支援事業所の設置及び運営に係る事業者募集関係」としてください。（送信後は送信した旨の電話連絡をお願いします。）

なお、説明会当日は、資料配付は行いません。関係書類をダウンロードの上、持参してください。

(2) 質問の受付・回答

① 受付期間：説明会終了後から令和8年10月22日（木）午後5時まで

② 提出方法：様式2により、E-Mailで提出してください。

E-Mailの件名は「田尻町総合保健福祉センター内における障害児通所支援事業所の設置及び運営に係る事業者募集関係」としてください。（送信後は送信した旨の電話連絡をお願いします。）

③ 回 答：令和8年10月29日（木）までに応募予定者全員へE-Mailにて回答します。
なお、質疑に対する文書による回答には、本要項と同等の効力を生じるものとします。

送信先	田尻町民生部子育て・地域福祉課
電話番号	072-466-5013
E-Mail	kofuku@town.tajiri.osaka.jp

10. 選考及び決定等

（1） 選定方法及び選定基準

- ① 選考方法は、公募型プロポーザル方式とします。
- ② 書類審査並びに運営責任者（法人理事等）及び施設長（各予定者含む）からの事業構想に関するプレゼンテーション及びヒアリングによって行います。
- ③ 選定基準に基づき、事業運営を安定的かつ効率的に行うために必要な能力と実績を有するか否かを評価項目に基づき評価し、総合的に判断します。
- ④ 提案書等の審査は、障害児施策担当部署の職員等が実施します。

（2） 選定審査

① 審査日時：令和8年11月（予定）

② 場 所：田尻町総合保健福祉センター3階多目的室

なお、選定審査の日時等については、申請締め切り後、申請者それぞれに連絡します。
審査当日は、できる限り選定後に実際の管理運営に携わる現場責任者（予定者）の出席をお願いします。

（3） プレゼンテーションの時間は、各提案につき30分（提案説明20分及び質疑応答10分）程度とします。

（4） 選考結果については、令和8年12月上旬に書面にて通知を行います。

（5） 辞退等により提案者が1社であった場合についても、書類審査及びプレゼンテーションにより評価し、仕様書どおりに実務実現可能であると判断された場合は、事業者として選定します。なお、審査の結果企画提案書に対する評価点が6割に満たない場合は失格とします。

（6） 参加表明書の受付後、参加を辞退しようとする場合は、参加辞退届出書（様式第8号）を提出してください。

11. 使用許可の申請手続き

最優秀提案者は、選定結果の通知後、行政財産目的外使用許可の申請手続きを行っていただきます。申請様式については、事業者決定後送付します。

最優秀提案者が、行政財産目的外使用許可の申請を行わず、大阪府又は町に対する事業所開設手続きを行わない場合は、次に得点の高い参加事業者と交渉の上、決定します。

12. 事業者の決定の取消

次のいずれかに該当する場合は、事業者としての決定を取消します。

- ① 正当な理由なくして、行政財産目的外使用許可の手続きに応じなかった場合
- ② 事業者が応募者の資格を失った場合
- ③ 提出書類に虚偽又は不正があったことが判明した場合

13. 問合せ先

田尻町民生部子育て・地域福祉課 [担当：赤阪]

(田尻町総合保健福祉センター内)

〒598-0091 大阪府泉南郡田尻町嘉祥寺 883 番地 1

電 話 番 号 0 7 2 - 4 6 6 - 5 0 1 3

F A X 番 号 0 7 2 - 4 6 6 - 8 8 4 1

メールアドレス kofuku@town.tajiri.osaka.jp

ホ ー ム ペ ー ジ <http://www.town.tajiri.osaka.jp/>